2022年度 授業料減免申請書

学科・学年番号	医学科 ・ 看詞	養学科	年	番	↓携帯電話番号(緊急連絡先)
氏 名	ふりがな:				
保護者又はそれに準ずる方の	氏名:				電話:
氏名·連絡先	住所:				本人との関係:
申請理由 (申請時及びその後に	予想される世帯の経済	犬況を含め、授業料	斗減免を申請する 理	曲を詳細に	記入してください)
	3	家族構	成		
氏 名	本人との関係	年齢		がある場合は全て	の職業を記入してください)

		家 族	構成
氏 名	本人との関係	年 齢	職業(複数の職業がある場合は全ての職業を記入してください)
	父		
	母		

主たる生計維持者一人の2022(令和4)年の年間所得金額(見込)	万円
----------------------------------	----

申請要件のうち、2つの要件を満たす場合に、申請できます。

- **・1**つは (1) 、もう1つは (3) ~ (8) のいずれか
- \cdot 1つは (2) 、もう1つは (3) ∼ (8) のいずれか
- ※該当する申請要件の必要書類を添付して提出してください。

申 請 要 件	必 要 書 類 (主たる生計維持者の書類)
(1) <u>給与所得者であり、</u> 2021(令和3)年の所得金額もしくは2022(令和4)年の所得見込額が	①2021(令和3)年分源泉徴収票(写) または所得(課税)証明書・非課税証明書(原本)
841万円以下	②2022(令和4)年分給与見込証明書(原本・事業主発行)
(2) <u>給与所得者以外であり、</u> 2021(令和3)年の所得金額もしくは2022(令和4)年の所得見込額が	③2021(令和3)年所得(課税)証明書・非課税証明書(原本)または確定申告書(写)
355万円以下	④2022(令和4)年の所得見込が分かる書類(事業計画書等)
(3) 国や地方公共団体により、収入減少があった者を対象にして実施する公的支援を受給している	⑤公的支援の申請書(写)(2021年もしくは2022年受給分)
(公的支援の例を参照)	⑥公的支援の決定通知書(写)または受給証明書等
(4) 生計維持者の事由発生後の2021(令和3)年の所得金額が 2019(令和1)年の所得金額と比較して	⑦2019(令和1)年分源泉徴収票(写) または所得(課税)証明書・非課税証明書(原本) または確定申告書(写)
2019(〒和1)年の所存金額と比較して 1/2以下となっている	⑧2021(令和3)年分源泉徴収票(写) または所得(課税)証明書・非課税証明書(原本)または確定申告書(写)

申 請 要 件	必 要 書 類 (主たる生計維持者の書類)
(5) 生計維持者の事由発生後の2021(令和3)年の所得金額が	⑨2020(令和2)年分源泉徴収票(写)
2020(令和2)年の所得金額と比較して	または所得(課税)証明書・非課税証明書(原本) または確定申告書(写)
2020(〒和2)平の所得金融と比較して	⑩2021(令和3)年分源泉徴収票(写)
1/2以下となっている	または所得(課税)証明書・非課税証明書(原本) または確定申告書(写)
(6) 生計維持者の事由発生後の2022(令和4)年の所得金見込額か	⑪2019(令和1)年分源泉徴収票(写)
2019(令和1)年の所得金額と比較して	または所得(課税)証明書・非課税証明書(原本)または確定申告書(写)
1/2以下となっている	⑫上記②または④が提出できない場合などで、2022年1月から直近月の 給与明細書(写)、またはその他の所得を証明する書類
(7) 生計維持者の事由発生後の2022(令和4)年の所得金見込額が	③2020(令和2)年分源泉徴収票(写)
2020(令和2)年の所得金額と比較して	または所得(課税)証明書・非課税証明書(原本) または確定申告書(写)
2020(〒和2)平の所得金融と比較して	⑭上記②または④が提出できない場合などで、2022年1月から直近月の
1/2以下となっている	給与明細書(写)、またはその他の所得を証明する書類
(8) 生計維持者の事由発生後の2022(令和4)年の所得金見込額が 2021(令和3)年の所得金額と比較して	⑤2021(令和3)年分源泉徴収票(写) または所得(課税)証明書・非課税証明書(原本) または確定申告書(写)
1/2以下となっている	⑯上記②または④が提出できない場合などで、2022年1月から直近月の給与明細書(写)、またはその他の所得を証明する書類

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

事業主の方向け事業主の方向け事業主の方向け
事業主の方向け
事業主の方向け
事業主の方向け
事業主の方向け
事業主の方向け
事業主の方向け
事業主の方向け

上記以外の公的支援でも、以下の(1)~(3)を満たすものであれば認められます。

- (1)国、地方公共団体又はその他の公的機関(独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの)が実施しているもの。
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- (3)当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。